

広域認定制度等の規制緩和に関する要望事項について

平成20年9月2日

電機・電子4団体事業所関連廃棄物・リサイクル対策専門委員会

1. 他社製品の下取り問題（広域認定制度の規制緩和）

商習慣上、その他諸事由により、客先より他社製品の下取りを要求されることが多く、スムーズな回収／リサイクルに支障が生じる場合がある。現在、環境省「広域認定制度申請の手引き（改訂版）」においては、「他社製品は対象と認めない。一体的に販売される他社製品や、やむを得ず混入してしまった他社製品については、認定に係る一連の処理行程において適正な処理が確実に行われる場合には本制度の対象となる。」旨が記載されているが、よりスムーズな回収／リサイクルのためには、同一性状の製品など、適正な処理を行えると認められる場合は、原則として他社製品についても回収を認める方向での規制緩和を検討いただきたい。

2. 許認可が地域別に細分化されていることについて

業界としては、許認可範囲拡大の要望意見が多い。

- ・現状の都道府県単位での認可をまとめて取得できるようにしていただきたい。
- ・優良業者に対する手続き簡素化につながるような特例措置を検討いただきたい。

3. 製品販売時の下取りについて

収集運搬業許可が不要との課長通知（衛産79号）については、実際の運用に際して不明確な場合が多く、所管自治体へ問い合わせる事が大半ですが、自治体間で運用解釈に差異を生じている場合があります。明確に記載することで却って自治体の柔軟な運用を妨げるのも問題ですが、例えば明らかな禁止事例のまとめ、環境省主導による事例紹介等を含む講習会の実施、など自治体間の格差を少なくする方向での施策を検討いただきたい。

4. 梱包材の運搬業者による引取り実態について

法律上は引取りの義務はないが、実際には、商習慣その他の事由により、運搬業者が引き取らざるを得ない場合が多い。

5. 再委託の特例について

優良業者には再委託の認可を行う考えについては、業界内でも諸意見がある。手続き簡素化などのメリットが想定される反面、排出者の管理が及ばずに不法投棄を助長する懸念もあり、慎重な対応が必要と考えている。

6. その他、資源循環促進に向けた規制緩和等についての提案について

- ・廃棄物の再生処理技術開発を目的とした廃棄物処理については、量や期間などの制限を設けた上で、廃棄物処理法対象外としていただきたい。
- ・資源として再利用されることが明らかなものについては、有償、逆有償を問わず運搬中も資源（廃棄物ではない）として取り扱えるようにしていただきたい。
- ・リサイクルしやすいようにインフラ整備等をお願いしたい。
- ・諸手続きの簡素化につながるような措置をお願いしたい。